宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱　新旧対照表

新	旧
第１　目的 （略） 第２　対象疾病 （略） （５）五類感染症 ㊹アメーバ赤痢　㊺ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）　㊻カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症　㊼急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）　㊽急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）　㊾クリプトスポリジウム症　㊿クロイツフェルト・ヤコブ病　(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症　(72)後天性免疫不全症候群　(73)ジアルジア症　(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症　(75)侵襲性髄膜炎菌感染症　(76)侵襲性肺炎球菌感染症　(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）　(78)先天性風しん症候群　(79)多剤耐性緑膿菌感染症　(80)梅毒　(81)播種性クリプトコックス症　(82)破傷風　(83)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症　(84)バンコマイシン耐性腸球菌感染症　(85)百日咳　(86)風しん　(87)麻しん　(88)薬剤耐性アシネトバクター感染症 （６）新型インフルエンザ等感染症 (114)新型インフルエンザ　(115)再興型インフルエンザ　(116)新型コロナウイルス感染症　(117)再興型コロナウイルス感染症 （７）指定感染症 （略）	第１　目的 （略） 第２　対象疾病 （略） （５）五類感染症 ㊹アメーバ赤痢　㊺ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）　㊻カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症　㊼急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）　㊽急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）　㊾クリプトスポリジウム症　㊿クロイツフェルト・ヤコブ病　(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症　(72)後天性免疫不全症候群　(73)ジアルジア症　(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症　(75)侵襲性髄膜炎菌感染症　(76)侵襲性肺炎球菌感染症　(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）　(78)先天性風しん症候群　(79)梅毒　(80)播種性クリプトコックス症　(81)破傷風　(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症　(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症　(84)百日咳　(85)風しん　(86)麻しん　(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症 （６）新型インフルエンザ等感染症 (113)新型インフルエンザ　(114)再興型インフルエンザ　(115)新型コロナウイルス感染症　(116)再興型コロナウイルス感染症 （７）指定感染症 （略）

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱　新旧対照表

新	旧
2　法施行規則（平成１０年厚生省令第９９号。以下「規則」という。）第６条に規定する定点把握の対象感染症及びその他必要と認められる感染症 （１）五類感染症 ㊽９ＲＳウイルス感染症　㊾０咽頭結膜熱　㊾１インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）　㊾２Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎　㊾３感染性胃腸炎　㊾４急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ＲＳウイルス感染症、咽頭結膜熱、Ａ 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）　㊾５急性出血性結膜炎　㊾６クラミジア肺炎（オウム病を除く。）　㊾７細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）　㊾８新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）　㊾９水痘　㊿性器クラミジア感染症　(101)性器ヘルペスウイルス感染症　(102)尖圭コンジローマ　(103)手足口病　(104)伝染性紅斑　(105)突発性発しん　(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症　(107)ヘルパンギーナ　(108)マイコプラズマ肺炎　(109)無菌性髄膜炎　(110)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症　(111)流行性角結膜炎　(112)流行性耳下腺炎　(113)淋菌感染症 （２）法第１４条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） （略）	2　法施行規則（平成１０年厚生省令第９９号。以下「規則」という。）第６条に規定する定点把握の対象感染症及びその他必要と認められる感染症 （１）五類感染症 ㊽８ＲＳウイルス感染症　㊽９咽頭結膜熱　㊾０インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）　㊾１Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎　㊾２感染性胃腸炎　㊾３急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ＲＳウイルス感染症、咽頭結膜熱、Ａ 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）　㊾４急性出血性結膜炎　㊾５クラミジア肺炎（オウム病を除く。）　㊾６細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）　㊾７新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）　㊾８水痘　㊾９性器クラミジア感染症　㊿性器ヘルペスウイルス感染症　(101)尖圭コンジローマ　(102)手足口病　(103)伝染性紅斑　(104)突発性発しん　(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症　(106)ヘルパンギーナ　(107)マイコプラズマ肺炎　(108)無菌性髄膜炎　(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症　(110)薬剤耐性緑膿菌感染症　(111)流行性角結膜炎　(112)流行性耳下腺炎　(113)淋菌感染症 （２）法第１４条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） （略）

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱　新旧対照表

新	旧
第４　実施体制の整備 （略） （３）指定届出機関及び指定提出機関（定点） ア　定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第１４条第１項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、法第１４条第１項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。 イ　定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、規則第７条の３に規定する五類感染症については、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。 （４）保健環境センター （略）	第４　実施体制の整備 （略） （３）指定届出機関及び指定提出機関（定点） イ　定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第１４条第１項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、法第１４条第１項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。 ロ　定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、規則第７条の３に規定する五類感染症については、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。 （４）保健環境センター （略）
第５　事業の実施 １　一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第２第１項第５号㉕、㊱及び㊲）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 （１）調査単位及び実施方法 ア　診断又は検案した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第２第１項第５号㉕、㊱及び㊲）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「法第１２条第１項及び第１４条第２項に基づく届出の基準等について」（平成１８年３月８日付け健感発第０３０８００１	第５　事業の実施 １　一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第２第１項第５号㉕、㊱及び㊱）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 （１）調査単位及び実施方法 イ　診断又は検案した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第２第１項第５号㉕、㊱及び㊱）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「法第１２条第１項及び第１４条第２項に基づく届出の基準等について」（平成１８年３月８日付け健感発第０３０８００１

新	旧
号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（以下「届出基準等通知」という。）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、届出基準等通知別記様式１－１から４－４４、５－１２、５－２２、５－２３のうち該当する感染症様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。	号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（以下「届出基準等通知」という。）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、届出基準等通知別記様式１－１から４－４４、５－１２、５－２２、５－２３のうち該当する感染症様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。
イ　検体等を所持している医療機関等 （略）	ロ　検体等を所持している医療機関等 （略）
ウ　保健所 （ア）当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。 （イ）保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式１の検査票を添付して、保健環境センターへ検査を依頼するものとする。また、保健環境センターから検査結果の通知があった場合には、検体等の提供があった医療機関等にその結果を送付する。 （ウ）保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。	ハ　保健所 （イ）当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。 （ロ）保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式１の検査票を添付して、保健環境センターへ検査を依頼するものとする。また、保健環境センターから検査結果の通知があった場合には、検体等の提供があった医療機関等にその結果を送付する。 （ハ）保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。

新	旧
（エ）保健所においては、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者の届出があった場合には、必要に応じて届出があった事実（個人情報に関する事項を除く。）を市町村に連絡する。	（ニ）保健所においては、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者の届出があった場合には、必要に応じて届出があった事実（個人情報に関する事項を除く。）を市町村に連絡する。
エ　保健環境センター	ニ　保健環境センター
（ア）保健環境センターは、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所に通知するとともに、別記様式１により県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。	（イ）保健環境センターは、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所に通知するとともに、別記様式１により県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。
（イ）検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。	（ロ）検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
（ウ）保健環境センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。	（ハ）保健環境センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。
オ　県情報センター	ホ　県情報センター
（ア）県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。	（イ）県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
（イ）県情報センターは、仙台市感染症情報センター（仙台市衛生研究所。以下「市情報センター」という。）と連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。	（ロ）県情報センターは、仙台市感染症情報センター（仙台市衛生研究所。以下「市情報センター」という。）と連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱　新旧対照表

新	旧
カ　疾病・感染症対策課 （略） キ 情報の報告等 （ア）県は、その管轄する区域外に居住する者について法第１２条第１項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県等に通報する。 （イ）県は、他の都道府県等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第１５条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県等に通報する。 ２　全数把握対象の五類感染症（第２第１項第５号㉕、㊱及び㊲を除く。） （１）調査単位及び実施方法 ア　診断又は検案した医師 全数把握対象の五類感染症（第２第１項第５号㉕、㊱及び㊲を除く。）を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、別に定める基準に基づき、診断後７日以内に最寄りの保健所に届出を行う。 イ　検体等を所持している医療機関等 （略） ウ　保健所 （ア）県は、その管轄する区域外に居住する者について法第１２条第１項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県等に通報する。	ヘ　疾病・感染症対策課 （略） ト 情報の報告等 （イ）県は、その管轄する区域外に居住する者について法第１２条第１項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県等に通報する。 （ロ）県は、他の都道府県等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第１５条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県等に通報する。 ２　全数把握対象の五類感染症（第２第１項第５号㉕、㉟及び㊱を除く。） （１）調査単位及び実施方法 イ　診断又は検案した医師 全数把握対象の五類感染症（第２第１項第５号㉕、㉟及び㊱を除く。）を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、別に定める基準に基づき、診断後７日以内に最寄りの保健所に届出を行う。 ロ　検体等を所持している医療機関等 （略） ハ　保健所 （イ）県は、その管轄する区域外に居住する者について法第１２条第１項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県等に通報する。

新	旧
（イ） 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検査等を所持している医療機関等に対して、保健環境センターと協議の上、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。	（イ）届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検査等を所持している医療機関等に対して、保健環境センターと協議の上、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。
（ウ）保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式１の検査票を添付して、直ちに保健環境センターへ検査を依頼するものとする。また、保健環境センターから検査結果の通知があった場合には、検体等の提供があった医療機関等にその結果を送付する。	（ロ）保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式１の検査票を添付して、直ちに保健環境センターへ検査を依頼するものとする。また、保健環境センターから検査結果の通知があった場合には、検体等の提供があった医療機関等にその結果を送付する。
（エ） 保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。	（ハ） 保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。
エ　保健環境センター	二　保健環境センター
（ア）保健環境センターは、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所に通知するとともに、別記様式１により県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。	（イ）保健環境センターは、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所に通知するとともに、別記様式１により県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。
（イ）検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。	（ロ）検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

新	旧
（ウ）保健環境センターは、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。	（ハ）保健環境センターは、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。
オ　県情報センター	ホ　県情報センター
（ア）県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による届出情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。	（イ）県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による届出情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
（イ）県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。	（ロ）県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。
カ　疾病・感染症対策課	ヘ　疾病・感染症対策課
（略）	（略）
3　定点把握対象の五類感染症及びその他必要と認められる感染症	3　定点把握対象の五類感染症及びその他必要と認められる感染症
（1）対象とする感染症の状態	（1）対象とする感染症の状態
ア　定点把握対象の五類感染症	イ　定点把握対象の五類感染症
（略）	（略）
イ　その他必要と認められる感染症	ロ　その他必要と認められる感染症
（略）	（略）

新	旧
（２）定点の選定 ア　患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、公益社団法人宮城県医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また定点の選定にあたっては人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ宮城県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮の上、決定する。 （ア）対象感染症のうち、第２第２項第１号㊽、㊾、㊿、(51)、(52)、(53)から(55)まで、(56)及び(57)に掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。 なお、小児科定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） （イ）対象感染症のうち、第２第２項第１号㊽、㊾、(51)、(52)、(54)、(53)及び(56)については、前（ア）で選定した小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び別途後記（オ）に定める基幹定点とすること。 また、内科定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第２第２項第１号(51)及び(53)の入院患者に限定されることに留意すること。	（２）定点の選定 イ　患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、公益社団法人宮城県医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また定点の選定にあたっては人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ宮城県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮の上、決定する。 （イ）対象感染症のうち、第２第２項第１号㊽、㊾、(51)、(52)、(53)、(54)から(56)まで、(57)及び(58)に掲げるもの並びに(59)、(60)及び(61)については、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。 なお、小児科定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） （ロ）対象感染症のうち、第２第２項第１号㊽、㊾、㊿、(51)、(52)、(53)及び(58)については、前（イ）で選定した小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び別途後記（ホ）に定める基幹定点とすること。 また、内科定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第２第２項第１号㊿、(53)の入院患者に限定されることに留意すること。

新	旧
（ウ）対象感染症のうち、第２第２項第１号95及び111に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。 なお、眼科定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） （注）総定点数が３未満と計算された場合は、３定点とする。	（ハ）対象感染症のうち、第２第２項第１号94及び111に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。 なお、眼科定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） （注）総定点数が３未満と計算された場合は、３定点とする。
（エ）対象感染症のうち、第２第２項第１号100から102まで及び113に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）又は性病科若しくは泌尿器科又は皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。 なお、性感染症定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） （注）産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。	（ニ）対象感染症のうち、第２第２項第１号99から101まで及び113に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）又は性病科若しくは泌尿器科又は皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。 なお、性感染症定点の数は次の計算式を参考として算定する。 （表略） （注）産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。
（オ）対象感染症のうち、第２第２項第１号93のうち病原体がロタウイルスであるもの、96、97、106及び108から110までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、おおむね患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標ぼうする病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を２次医療圏域ごとに１か所以上、基幹定点として指定する。	（ホ）対象感染症のうち、第２第２項第１号92のうち病原体がロタウイルスであるもの、95、96、105及び107から110までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、おおむね患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標ぼうする病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を２次医療圏域ごとに１か所以上、基幹定点として指定する。

新	旧
イ　病原体定点 （略） （ア）医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。 （イ）前ア（ア）により選定された患者定点のおおむね１０％を小児科病原体定点として、第２第２項第１号⑧⑨、⑨⓪、⑨②、⑨③、⑨⑨、⑩③から⑩⑤まで、⑩⑦及び⑪②を対象感染症とすること。 （ウ）前ア（イ）により選定された患者定点のおおむね１０％を急性呼吸器感染症病原体定点として、第２第２項第１号⑧⑤、⑧⑨、⑨⓪、⑨①、⑨②、⑨④、⑨⑥、⑨⑧、⑩⑦及び⑩⑧を対象感染症とすること。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から１０％以上及び内科定点から１０％以上を、それぞれ３定点と２定点を下回らないよう選定することとし、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として指定すること。 （エ）前ア（ウ）により選定された患者定点のおおむね１０％を眼科病原体定点として、第２第２項第１号⑨⑤及び⑪①を対象感染症とすること。 （オ）前ア（オ）により選定された患者定点のすべてを基幹病原体定点として、第２第２項第１号⑨③のうち病原体がロタウイルスであるもの、⑨⑦及び⑩⑨を対象感染症とすること。	ロ　病原体定点 （略） （イ）医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。 （ロ）前イ（イ）により選定された患者定点のおおむね１０％を小児科病原体定点として、第２第２項第１号⑧⑧、⑧⑨、⑨①、⑨②、⑨⑧、⑩②から⑩④まで、⑩⑥及び⑪②を対象感染症とすること。 （ハ）前イ（ロ）により選定された患者定点のおおむね１０％を急性呼吸器感染症病原体定点として、第２第２項第１号⑧④、⑧⑧、⑧⑨、⑨⓪、⑨①、⑨③、⑨⑤、⑨⑦、⑩⑥及び⑩⑦を対象感染症とすること。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から１０％以上及び内科定点から１０％以上を、それぞれ３定点と２定点を下回らないよう選定することとし、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として指定すること。 （ニ）前イ（ハ）により選定された患者定点のおおむね１０％を眼科病原体定点として、第２第２項第１号⑨④及び⑪①を対象感染症とすること。 （ホ）前イ（ホ）により選定された患者定点のすべてを基幹病原体定点として、第２第２項第１号⑨②のうち病原体がロタウイルスであるもの、⑨⑥及び⑩⑧を対象感染症とすること。

新	旧
（３）調査単位等 ア　患者情報のうち、前号ア（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）（第２第２項第１号106及び110に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、１週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位として、同号ア（エ）及び（オ）（第２第２項第１号106及び110に関する患者情報に限る。）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、前号ア（イ）により選定された患者定点は、89、90、91、92、94、98及び107については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、91及び98については、疾病毎の患者数を届出ることとする。 イ　病原体情報のうち、前号イ（ウ）により選定された病原体定点に関するものについては、第２第２項第１号85、89、90、91、92、94、96、98、107及び108については、１週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 ウ　病原体情報のうち、前号イ（ウ）により選定された病原体定点に関するもののうち、第２第２項第１号98のゲノム解析については、各月を調査単位とする。 （４）実施方法 ア　患者定点 （ア）患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。	（３）調査単位等 イ　患者情報のうち、前号イ（イ）、（ロ）、（ハ）及び（ホ）（第２第２項第１号105、109及び110に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、１週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位として、同号イ（ニ）及び（ホ）（第２第２項第１号105、109及び110に関する患者情報に限る。）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。なお、前号イ（ロ）により選定された患者定点は、88、89、91、93及び106については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、90及び97については、疾病毎の患者数を届出ることとする。 ロ　病原体情報のうち、前号ロ（ハ）により選定された病原体定点に関するものについては、第２第２項第１号84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107については、１週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 ハ　病原体情報のうち、前号ロ（ハ）により選定された病原体定点に関するもののうち、第２第２項第１号97のゲノム解析については、各月を調査単位とする。 （４）実施方法 イ　患者定点 （イ）患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

新	旧
（イ）第２号アにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等の届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、別記様式を用いて最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。	（ロ）第２号イにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等の届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、別記様式を用いて最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。
（ウ）（イ）の届出に当たっては法施行規則第７条に従い行うものとし、調査単位が週の場合は、週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に保健所へ感染症サーベイランスシステムへの入力等により提供する。	（ハ）（ロ）の届出に当たっては法施行規則第７条に従い行うものとし、調査単位が週の場合は、週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に保健所へ感染症サーベイランスシステムへの入力等により提供する。
イ　病原体定点	ロ　病原体定点
（ア）病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。	（イ）病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。
（イ）病原体定点は、検体等について、別記様式１の検査票を添えて、速やかに保健環境センターへ送付する。	（ロ）病原体定点は、検体等について、別記様式１の検査票を添えて、速やかに保健環境センターへ送付する。
（ウ）第２号イ（イ）により選定された病原体定点においては、第２第２項第１号㊽、㊿、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね４症例からそれぞれ少なくとも１種類の検体を送付するもの。	（ハ）第２号ロ（ロ）により選定された病原体定点においては、第２第２項第１号(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね４症例からそれぞれ少なくとも１種類の検体を送付するもの。
（エ）第２号イ（ウ）により選定された病原体定点においては、第２号ア（イ）により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、少なくとも送付するものとする。検体の	（ニ）第２号ロ（ハ）により選定された病原体定点においては、第２号イ（ロ）により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、少なくとも送付するものとする。検体の

新	旧
選定法については、原則、第２号イ（ウ）により選定された病原体定点の営業日のうち週はじめから数えて第２営業日に収集された、はじめの５検体を目標に提出するものとする。なお、第２の㊽のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、第２号イ（ウ）により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。	選定法については、原則、第２号ロ（ハ）により選定された病原体定点の営業日のうち週はじめから数えて第２営業日に収集された、はじめの５検体を目標に提出するものとする。なお、第２の㊼のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、第２号ロ（ハ）により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。
ウ　検体等を所持している医療機関等 保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあたっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式１の検査票を添付	ハ　検体等を所持している医療機関等 保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあたっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式１の検査票を添付して提供する。
エ　保健所 （ア）患者定点から得られた患者情報（別記様式３から別記様式８まで）の情報項目を、調査単位が週の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の３日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても疾病・感染症対策課及び県情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。して提供する。	ニ　保健所 （イ）患者定点から得られた患者情報（別記様式３から別記様式８まで）の情報項目を、調査単位が週の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の３日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても疾病・感染症対策課及び県情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境センターと協議する。

新	旧
（イ）病原体定点から検体を採取した旨の連絡があった場合は、当該検体を別記様式１の検査票とともに収受の上、速やかに保健環境センターへ送付する。	（ロ）病原体定点から検体を採取した旨の連絡があった場合は、当該検体を別記様式１の検査票とともに収受の上、速やかに保健環境センターへ送付する。
（ウ）保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。	（ハ）保健所は、県情報センターから送付のあった患者情報及び病原体情報について、市町村（ 教育委員会を含む。）、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関及び医師会等の関係機関に提供する。
オ　保健環境センター	ホ　保健環境センター
（ア）保健環境センターは、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。	（イ）保健環境センターは、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、県情報センター及び中央感染症情報センターに送付する。
（イ）検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。	（ロ）検査のうち、保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応 じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
（ウ）保健環境センターは、都道府県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。	（ハ）保健環境センターは、都道府県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

新	旧
（エ）第２の98については、第４号イ（エ）で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、全ゲノム解析を実施する能力を有する地方衛生研究所毎に２０件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、民間検査機関や大学等に解析を委託する場合でも、地方衛生研究所で集約し、速やかに国立感染症研究所のPathoGenS（Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID（Global Initiative on Sharing All Influenza Data）にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。なお、関係機関と連携し十分な情報共有を実施する場合は、地方衛生研究所以外が登録機関となっても差し支えない。	（ニ）第２の97については、第４号ロ（ニ）で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、全ゲノム解析を実施する能力を有する地方衛生研究所毎に２０件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、民間検査機関や大学等に解析を委託する場合でも、地方衛生研究所で集約し、速やかに国立感染症研究所のPathoGenS（Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID（Global Initiative on Sharing All Influenza Data）にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。なお、関係機関と連携し十分な情報共有を実施する場合は、地方衛生研究所以外が登録機関となっても差し支えない。
カ　県情報センター	へ　県情報センター
（ア）県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。	（イ）県情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所による情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
（イ）県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。	（ロ）県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。
キ　疾病・感染症対策課	ト　疾病・感染症対策課
（略）	（略）
４　結核	４　結核
（１）実施方法	（１）実施方法
ア　保健所	イ　保健所
（略）	（略）
イ　県情報センター	ロ　県情報センター
（略）	（略）

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱　新旧対照表

新	旧
5　法第１４条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） （１）対象とする疑似症の状態 （略） （２）定点の選定 （略） ア　診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（１～６）、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料（１～２）の届出をしている医療機関 イ　法に基づく感染症指定医療機関 ・法に基づく特定感染症指定医療機関 ・法に基づく第一種感染症指定医療機関 ・法に基づく第二種感染症指定医療機関 ウ　マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関） （略） （３）実施方法 ア　疑似症定点 （ア）疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。	5　法第１４条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） （１）対象とする疑似症の状態 （略） （２）定点の選定 （略） イ　診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（１～６）、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料（１～２）の届出をしている医療機関 ロ　法に基づく感染症指定医療機関 ・法に基づく特定感染症指定医療機関 ・法に基づく第一種感染症指定医療機関 ・法に基づく第二種感染症指定医療機関 ハ　マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関） （略） （３）実施方法 イ　疑似症定点 （イ）疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

新	旧
（イ）（２）により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。	（ロ）（２）により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。
イ　保健所	ロ　保健所
（ア）届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特筆すべき情報についても疾病・感染症対策課及び保健環境センターへ報告する。	（イ）届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特筆すべき情報についても疾病・感染症対策課及び保健環境センターへ報告する。
（イ）保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。	（ロ）保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。
ウ　県情報センター	ハ　県情報センター
（ア）県情報センターは、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。	（イ）県情報センターは、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。
（イ）県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。	（ロ）県情報センターは、市情報センターと連携のもと、県内全域の疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）として、宮城県地域医療情報センター、各保健所及び疾病・感染症対策課に提供及び報告する。
エ　疾病・感染症対策課	ニ　疾病・感染症対策課
（略）	（略）
6　積極的疫学調査	6　積極的疫学調査
（略）	（略）

宮城県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱　新旧対照表

新	旧
7　オンラインシステムによる積極的疫学調査結果報告 （１）保健所 （略） （２）保健環境センター ア　保健環境センターは、第２第１項第２号⑬に係る積極的疫学調査による検査依頼票及び検体等が送付された場合にあっては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 イ　保健環境センターは、第２第１項第２号⑬に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、規則第９条第２項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。 附　則 （施行期日） 1　この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。 （略） 附　則 この要綱は、令和７年４月７日から施行する。 附　則 この要綱は、令和８年４月６日から施行する。	7　オンラインシステムによる積極的疫学調査結果報告 （１）保健所 （略） （２）保健環境センター イ　保健環境センターは、第２第１項第２号⑬に係る積極的疫学調査による検査依頼票及び検体等が送付された場合にあっては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 ロ　保健環境センターは、第２第１項第２号⑬に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、規則第９条第２項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。 附　則 （施行期日） 1　この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。 （略） 附　則 この要綱は、令和７年４月７日から施行する。